



転居届 引越されたみなさまへ



転居（福山市内での住所異動）にともなう主な手続として次のようなものがあります。

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	住民票	○住民異動届（転居届）が必要です。 ◆代理人が届出される場合は、委任状が必要です。	<input type="checkbox"/> 在留カード ・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類	市民課 928-1058 本庁1階
<input type="checkbox"/>	印鑑登録	○手続は必要ありません。 ◆印鑑登録証は引き続き使用できます。		
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード 住基カード	○新しい住所を記載します。 ○マイナンバーカード・住基カードのICチップのデータを修正するために各人の暗証番号が必要です。 ◆持参されていない場合は、後日、券面記載事項変更の手続をしてください。 ○マイナンバーカードに署名用電子証明書が必要な場合は、新たに申請してください。	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード ・住基カード	
<input type="checkbox"/>	登録型本人通知制度	○手続は必要ありません。		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険	○被保険者証をお返しください。 ◆限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人はお返しください。 ○新しい住所の被保険者証などは、後日郵送します。 ○世帯主・世帯構成員に変更がある場合も、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 国民健康保険被保険者証 など <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 世帯主と届出に該当する人のマイナンバー	保険年金課 資格課担当 928-1055 給付担当 928-1054 本庁1階
<input type="checkbox"/>	国民年金	○第1号被保険者の場合は、手続の必要はありません。 ◆納付書はそのままお使いください。 ○第2号、第3号被保険者の場合は、勤務先で手続をしてください。 ○年金を受給している人は、住所変更届が必要な場合がありますので、確認してください。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> マイナンバー	保険年金課 年金担当 928-1052 本庁1階
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険	○住所変更の手続が必要です。 ◆新しい住所の被保険者証は、後日郵送します。	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 など	保険年金課 後期高齢者医療担当 928-1411 本庁1階
<input type="checkbox"/>	介護保険	○新しい住所の被保険者証・負担割合証は、後日郵送します。	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 など	介護保険課 928-1180 本庁3階
<input type="checkbox"/>	母子健康手帳	○手続は必要ありません。 ◆母子健康手帳の住所はご自分で訂正してください。		ネウボラ推進課 928-1252 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童手当	○受給者と該当の児童（18歳の年度末までの児童）が別世帯になる場合、または別世帯から同一世帯になる場合は、手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	児童扶養手当	■事前にご相談ください。 ○住所変更の手続が必要です。 ○世帯構成員に変更がある場合は、別に手続が必要です。	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 本人確認書類 など	

裏面あり⇒

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	手 続	必要なもの	お問合せ先
<input type="checkbox"/>	子 ども	医療費助成	○住所変更の手続が必要です。 ○健康保険証や世帯構成員に変更がある場合は、別に変更届などが必要です。	ネウボラ推進課 928-1070 本庁7階
<input type="checkbox"/>	ひとり親等 家庭			
<input type="checkbox"/>	特定医療費 (指定難病)			
<input type="checkbox"/>	小児慢性 特定疾病			
<input type="checkbox"/>	重度心身 障がい者			
<input type="checkbox"/>	自立支援 (育成・更生・ 精神通院)	○住所変更の手続が必要です。 ○健康保険証や世帯構成員に変更がある場合は、別に変更届などが必要です。	○各受給者証 ○健康保険証 ○マイナンバー など	障がい福祉課 928-1063 本庁1階
<input type="checkbox"/>	身体障がい者手帳 療育手帳 精神障がい者 保健福祉手帳	○住所変更の手続が必要です。	○各手帳 ○印鑑(※療育手帳の 場合は不要) ○マイナンバー(※療育手帳 の場合は不要) など	障がい福祉課 928-1208 本庁1階
<input type="checkbox"/>	障がい福祉 サービス等	○住所変更の手続が必要です。	○各受給者証 ○マイナンバー など	障がい福祉課 928-1208 本庁1階
<input type="checkbox"/>	被爆者健康手帳	○住所変更の手続が必要です。	○被爆者健康手帳 ○印鑑 ○手当証書 など	福祉総務課 928-1045 本庁東棟1階
<input type="checkbox"/>	小・中・義務教育 校	○同じ校区内での転居の場合は、「児童生徒住所等変更届」を提出してください。 ○校区をまたがる転居の場合は、転校となるため、「転入学届」を提出してください。 ◆指定学校以外への通学を希望する場合は、事前にご相談ください。		学事課 928-1169 本庁13階
<input type="checkbox"/>	上 下 水 道	○水道及び下水道の使用開始または使用中止の手続が必要です。 ◆電話または福山市ホームページからでも手続できます。 ○地下水(井戸水)使用の場合は、下水道の使用開始または使用中止の手続が必要です。		ふくやま上下水道 料金センター 928-1514 上下水道局
<input type="checkbox"/>	し尿くみとり	○くみとり異動届(新規または廃止)が必要です。		廃棄物対策課 928-1074 本庁8階
<input type="checkbox"/>	飼 い 犬	○住所変更の手続が必要です。	○登録番号(鑑札等に記載) のわかるもの	生活衛生課 928-1165 福山すこやか センター5階
<input type="checkbox"/>	自 治 (町 内) 会	○住民の親睦を図り、安心安全で明るく住みよい地域生活を営むため、お住まいの地域の自治(町内)会への加入をお願いしています。 ○みなさまに「加入案内」をお渡ししますので、お住まいの地域の自治(町内)会長または班(組)長にご連絡ください。連絡先が分からないときは、自治会連合会事務局(923-9633)へお問い合わせください。		協働のまちづくり課 928-1051 市民参画センター

▶窓口にお越しの際は、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など官公署が発行した書類、保険証など)をお持ちください。



福山市役所 〒720-8501 福山市東桜町3番5号 ☎(代)084-921-2111

2021年4月作成